

## 第2回とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会発言要旨

は事務局回答

### 【委員の主な発言】

#### 1 とやまの森づくりの推進方策について

・人口減少時代に入り、今後一層過疎地が広がることは必然であり、広く大局的に3000メートルの山から海拔ゼロメートルの海まで全部ひっくり返して、次世代に良好な環境を引き継ぐことが大切であるという考えが根本にある。

・他県では森づくりに関する税及びその用途についてはだいたい5年くらいで見直しとなっている。先ほど説明された資料には、本県の当面緊急に整備が必要な森林面積が提示してあるが、何年間でどのくらい整備する予定なのか。

この面積を何年で整備するかということは、この検討会で、整備に要する費用の負担の程度などを勘案して総合的に議論していただきたい。

・新たな財源で再造林等に支援することにより、最終的に木が残るのであるから森林所有者にわずかな利益が出ると考えることもできるが、森林所有者が今後何十年も整備していかなければならないことを考えれば、県民が享受する公益的機能の方がはるかに大きいと考えるべきではないか。

・富山県では、三重県や岐阜県などと違い、山林の所有は非常に細分化されており、木材を切って生業としている人はゼロといっても過言ではない。また、収益によって手入れをしたり、造林を行うことが不可能になっており、みんなで山を守ろうという声がだんだん大きくなってきていることを、森林所有者はたいへん喜んでいる。

・新たな財源による施策の基本的な考え方として、「森林所有者の利益の増加を目的とするものでないこと」とあるが、森林を本来のあるべき姿に戻すことが大事であり、そのためには機動的な施策が制限されるおそれがあるこの考え方は必要ないのではないか。

現在行っている公共造林事業は、林業としてやっていける地域での3～4割の自己負担を伴う事業であり、森林所有者の利益を増加する施策になっている。目的別に従前の財源による施策と新しい財源による施策に区分しているので、そういった点に理解願いたい。

・税は期限付きであり、また、どれだけ財源があっても総ての整備ができるわけではない。県民の意識啓発に力を入れることにより、県民が盛り上がり、税がなくなっても、県民が自主的に森づくりに参加するようになればいい。

・事務局提案の施策は、ハードとソフトがバランスよく入っていてよい。

・森を手入れ・整備する視点の施策が多いが、木を植え・育て、木を使い、また木を植え・育てるという循環のためには木を利用することが大切になる。他県には県産材を使った住宅への補助

があると聞いているし、県内でも魚津市でやっているが、そのような施策は考えられないのか。

まず大切なのは普及啓発だと考えているが、提案のあった事業については今後検討していきたい。

・山に人が住まなくなると山が荒れるので、山に人が住むことを支援する施策が考えられないか。

山に人が住むということは非常に大切なことであり、そのために、現在、国の施策として中山間地域等直接支払制度がある。既存の制度と同じような施策を新たな財源でやることは仕分けがつかず避けたいので、今のところ新たな財源では従来行っていない施策を行うこととしている。

## 2 森づくりのための新たな財源の検討について

・森林には所有者がいるのだから、所有者の自己責任において管理すべきではないか、という発言も確かにあるが、森林の持つ公益的機能は森林所有者だけではなく、所有者以外の人も広く恩恵を被っているのであり、県民一人ひとりが何らかの形で参画して、森の再生を考えていかなければならない。

・参画の方法にはいろいろな方法があるが、一番誰もが参画しやすいのはお金 = 税になるわけである。例えば2～3億円程度であれば、他を節約すれば捻出できるのではないかという議論にもなるが、県民全部が森と関わりながら森を守っていくためには、他からお金を持ってきても趣旨が非常に不鮮明になり意味がなく、また、他の財源よりもお互いに出し合う県独自課税の方が意味が大きい。

・他県の例から徴収額を1人500円程度とすると税収は総額2～3億円程度になり、大きな負担や収入となるものでなく、森を守ろうというシンボリックなものであり、更に経費が高むのであれば協調的に一般財源を投入するのも良いと思う。

・新たな事業をやるから税を増やすということが基本であり、使い途をよく考える必要がある。

・森林環境税を「目的税」とすると特定財源扱いとなることから、財政原則からは好ましくない。道路目的税もそうだが、財源があるからということで必要性がない事業をやり続けることになるおそれがある。

### 【会長まとめ】

・今回は、まず推進方策については、本日提案のあった意見を取りまとめて次回報告する。

次に、財源については、使用料・手数料・分担金・寄附金等についても検討したが、意見の大方は、新たな財源を「税」として考えることが適当とされたので、本日の議論を踏まえてまとめ、「税」を導入するとした場合の課税方式、負担の程度などについて提案する。さらに、森づくりの基本方針とその財源を含めた総合的な条例の制定の件について議論を進めるたたき台を示す。